

衛生委員会議事録（第 30 回）

日 時	2019 年 11 月 21 日 16 : 00	
場 所	本社会議室 Milan (8 人円卓)	
出席者	委 員 長	人事総務部 高野
	産 業 医	諏訪内医師
	衛生管理者	人事総務部 高野
	事 務 局	人事総務部 清水
	委 員	内部監査室 神原、マーケティング部 原
議 題	(1) 休職者・労働災害・長時間労働者の報告 (2) 産業医の講話	
決定事項・報告事項	<p>(1) 2019 年 10 月度について、休職者、長時間労働者、労働災害の状況について説明があった。</p> <p>(2) 諏訪内医師より、ストレスチェックについて衛生委員会委員が受講。内容は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックの目的は大きく次の二つ。①労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止すること、②セルフチェックにより自身のストレスへの気づきを促すこと。 ・労働安全衛生法により、事業者は 50 名以上の事業場（50 人未満は当面努力義務）において、1 年に 1 回以上の実施が義務付けられている。 ・ストレスチェックの質問内容は次の 3 種類。①仕事のストレス要因（職場におけるストレスの原因に関する項目）、②心身のストレス要因（ストレスによる心身の自覚症状に関する項目）、③周囲のサポート（職場における他の労働者による支援に関する項目）。 ・ストレスチェックの結果表の内容は、次の三つ。①個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもの。②高ストレスに該当するかどうかを示した結果。③健康管理室で行う面接指導の要否。 ・医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない（労働安全衛生法 66 条の 10 第 2 項）。 ・ストレスチェックの結果、高ストレスと判断された場合、産業医・保険師による面接指導を受けることができる。ただし、面接指導の申し出をした時点で、事業者にストレスチェックの結果を開示することに同意したとみなされる。これは、本質的な問題解決に向け、職場 	

	<p>に配慮を依頼したり、職場環境の改善に向けた意見を述べるのが時として必要になるためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業医は面接指導の結果を、事業所へ「意見書」としてフィードバックする。 ・メンタルヘルス疾患を予防するためにできることは次のとおり。 <p>【自分でできること】</p> <p>自分のストレスの状態を知る（気づく）（自分でできること）</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) リラクゼーション (ii) 上司・同僚・家族に相談 (iii) 医療機関に受診する <p>【会社で取り組むこと】</p> <p>快適な職場環境をつくる（職場環境改善活動）</p>
<p>その他</p>	